

大川広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する規則

〔 昭和47年 7月22日
規則 第 6 号 〕

改正	昭和48年 1月22日規則第 1号	昭和49年 2月18日規則第 1号
	昭和49年 3月 1日規則第 3号	昭和50年 4月22日規則第 1号
	昭和52年 9月20日規則第 1号	昭和53年 1月24日規則第 2号
	昭和53年 3月28日規則第 3号	昭和53年10月 7日規則第 7号
	昭和54年 2月28日規則第 2号	昭和63年 3月31日規則第 3号
	平成元年 3月 8日規則第 1号	平成 6年12月27日規則第 5号
	平成 9年 3月18日規則第 4号	平成 9年 4月15日規則第 6号
	平成 9年12月26日規則第12号	平成11年 3月29日規則第 3号
	平成12年 3月27日規則第 5号	平成13年 3月19日規則第 4号
	平成15年 4月 1日規則第 3号	平成15年 4月 1日規則第10号
	平成16年 3月24日規則第 1号	平成17年 3月28日規則第 4号
	平成19年 3月29日規則第 4号	平成21年 2月25日規則第 3号
	平成22年 3月25日規則第 1号	平成22年 3月25日規則第 2号
	平成24年 8月 6日規則第 2号	平成24年 9月28日規則第 5号
	平成29年 3月24日規則第 3号	令和 2年12月28日規則第10号
	令和 4年 3月 8日規則第 2号	令和 4年 3月30日規則第 5号

(目的)

第1条 この規則は、大川広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、大川広域行政組合職員の特殊勤務手当（以下「手当」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(税務事務従事手当)

第2条 条例別表に規定する税務事務従事手当の支給を受ける職員の範囲及び額は、事務局の徴税吏員が、大川広域行政組合滞納整理規則（昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第5号）第2条に規定する関係市の長からの移管・徴収票に基づき、納税義務者及び滞納者等（以下この条において「納税義務者等」という。）に対して直接質問、徴収及び納税交渉の事務に従事した場合（納税義務者等を訪問して、純然たる集金事務に従事した場合を除く。）勤務1回（大川広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第3号）第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下「勤務1回」という。以下同じ。）につき 500円

2 前項に規定する勤務1回につき1件以上の納税交渉等を行った場合は、全件を合計して1件とする。

(社会福祉業務従事手当)

第3条 条例別表に規定する社会福祉業務従事手当の支給を受ける職員の範囲及び額は、さざんか荘の職員で、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び訪問介護事業所の職員
- ア 看護職員 入所者及び利用者（以下この号において「利用者」という。）の健康管理及び療養上の世話等看護に関する業務に従事した場合 勤務1回につき 500円（養護老人ホームの看護職員にあつては、350円）
 - イ 生活相談員、介護職員（指定短期入所生活介護事業の介護職員を含む。）、サービス提供責任者及び訪問介護員 利用者の入浴、排せつ、食事等の介護に関する業務に従事した場合 勤務1回につき 500円（養護老人ホームの生活相談員及び支援員にあつては、350円）
- (2) 老人デイサービスセンターの職員
- ア 看護職員 利用者の健康管理及び療養上の世話等看護に関する業務に従事した場合 勤務1回につき 350円
 - イ 生活相談員及び介護職員 利用者の入浴、排せつ、食事等の介護に関する業務に従事した場合 勤務1回につき 350円
- （屍体等収容作業従事手当）

第4条 条例別表に規定する屍体等収容作業従事手当の支給を受ける職員の範囲及び額は、さざんか荘の職員で、利用者の死亡に伴い、屍体の清しきその他納棺等屍体に直接接する収容作業に従事した場合 屍体1体につき 1,000円

- 2 前項に規定する収容作業は、屍体1体につき従事する職員は3名を限度とする。
（深夜業務従事手当）

第5条 条例別表に規定する深夜業務従事手当の支給を受ける職員の範囲及び額は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) さざんか荘の職員で、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる業務に従事した養護老人ホームの職員
- ア 深夜の全部を含む勤務 勤務1回につき 4,520円
 - イ 深夜の一部を含む勤務が2時間以上7時間未満 勤務1回につき 3,000円
 - ウ 深夜の一部を含む勤務が2時間未満 勤務1回につき 1,680円
- (2) さざんか荘の職員で、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した特別養護老人ホーム及び指定短期入所生活介護事業の職員
- ア 深夜の全部を含む勤務 勤務1回につき 6,000円
 - イ 深夜の一部を含む勤務が2時間以上7時間未満 勤務1回につき 3,980円
 - ウ 深夜の一部を含む勤務が2時間未満 勤務1回につき 2,230円
- (3) 大川広域消防本部及び消防署（分署を含む。）の消防吏員で、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した職員
- ア 深夜の全部を含む勤務 勤務1回につき 1,100円
 - イ 深夜の一部を含む勤務が2時間以上7時間未満 勤務1回につき 730円
 - ウ 深夜の一部を含む勤務が2時間未満 勤務1回につき 410円
- （消防出動業務従事手当）

第6条 条例別表に規定する消防出動業務従事手当の支給を受ける職員の範囲及び額は、大川広域消防本部及び消防署（分署を含む。）の消防吏員が、消防組織法（昭和22年法律第226号。以

下「消防組織法」という。)第1条に規定する消防の任務として消防法(昭和23年法律第186号。以下「消防法」という。)第6章に規定する消火の活動のほか、消防長が必要と認める消防活動に従事した場合 1回につき 900円

2 前項の規定にかかわらず、災害通報その他消防機関への通報による出場後、現場到着前に帰署した場合の手当の額は、1回につき450円とする。

(救出救助出動業務従事手当)

第7条 条例別表に規定する救出救助出動業務従事手当の支給を受ける職員の範囲及び額は、大川広域消防本部及び消防署(分署を含む。)の消防吏員が、消防組織法第1条に規定する消防の任務として消防法第6章に規定する消火の活動に伴う救出救助のほか、消防長が必要と認める救出救助活動に従事した場合 1回につき 900円

2 前項の規定にかかわらず、災害通報その他消防機関への通報による出場後、現場到着前に帰署した場合の手当の額は、1回につき450円とする。

(救急出動業務従事手当)

第8条 条例別表に規定する救急出動業務従事手当の支給を受ける職員の範囲及び額は、消防署(分署を含む。)の消防吏員が、消防組織法第1条に規定する消防の任務として消防法第2条第9項及び第7章の2に規定する救急業務のほか、消防長が必要と認める救急活動に従事した場合で、次の各号に掲げる職員とする。

(1) 救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第2項に規定する救急救命士が厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命に関する処置に従事した場合 1回につき 350円

(2) 前号に規定する免許を有しないものが、救急に関する処置に従事した場合 1回につき 250円

2 前項各号の規定にかかわらず、災害通報その他消防機関への通報による出場後、現場到着前に帰署した場合の手当の額は、前項第1号の場合は1回につき175円、前項第2号の場合は1回につき125円とする。

(火災調査業務従事手当)

第9条 条例別表に規定する火災調査業務従事手当の支給を受ける職員の範囲及び額は、大川広域消防本部及び消防署(分署を含む。)の消防吏員が、消防組織法第1条に規定する消防の任務として消防法第7章に規定する火災の調査として火災原因等の調査のほか、消防長が必要と認める調査等に従事した場合 1回につき 300円

(通信業務従事手当)

第10条 条例別表に規定する通信業務従事手当の支給を受ける職員の範囲及び額は、大川広域消防本部の消防吏員が、消防組織法第1条に規定する消防の任務として電波法(昭和25年法律第131号)第2条第6号に規定する無線従事者として、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下この条において「施行規則」という。)第4条第1項第6号の基地局において、施行規則第2条第1項第15号の無線通信業務のほか、消防長が必要と認める無線通信業務に従事した場合 勤務1回につき 300円

(手当の計算及び支給日)

第11条 手当の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、手当の支給を受ける者が退職し、

又は死亡したときは、その際支給する。

- 3 勤務1回（第2条及び第5条に規定する勤務1回を除く。）をもって定める額は、従事日において休憩時間を除き正規の勤務時間が4時間以上（4時間未満の場合は、勤務1回をもって定める額に100分の50を乗じた額）の業務に従事した場合とする。ただし、第10条に規定する従事日にあつては休憩時間を除き勤務時間が7時間45分以上（1時間を超え7時間45分未満の場合は、勤務1回をもって定める額に100分の50を乗じた額を、勤務時間が1時間以下の場合は50円とする。）の業務に従事した場合とする。

（従事手当用実績簿）

第12条 事務局次長、さざんか荘園長並びに大川広域消防本部の組織に関する規則（平成5年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第1号）第2条に規定する課長、消防署長及び消防分署長は、当該職員その月の実績について、従事手当用実績簿を調整し、翌月の5日までに任命権者に提出しなければならない。

- 2 従事手当用実績簿は、次のとおりとする。

- (1) 税務事務従事手当用実績簿（様式第1号）
- (2) 社会福祉業務従事手当用実績簿（通常業務関係）（様式第2号の1）、社会福祉業務従事手当用実績簿（新型コロナウイルス感染症関係）（様式第2号の2）
- (3) 屍体等収容作業従事手当用実績簿（様式第3号）
- (4) 深夜業務従事手当用実績簿（様式第4号）
- (5) 消防出動業務従事手当用実績簿（様式第5号）
- (6) 救出救助出動業務従事手当用実績簿（様式第6号）
- (7) 救急出動業務従事手当用実績簿（通常業務関係）（様式第7号の1）、救急出動業務従事手当用実績簿（新型コロナウイルス感染症関係）（様式第7号の2）
- (8) 火災調査業務従事手当用実績簿（様式第8号）
- (9) 通信業務従事手当用実績簿（様式第9号）

（不正利得の徴収）

第13条 偽りの報告その他不正の手段により手当の支給を受けた職員があるときは、管理者は、支給額に相当する金額の全部又は一部をその職員（消防長にあつては、その消防吏員）から徴収することができる。

（併給禁止）

第14条 勤務1回をもって支給する手当（第5条各号の手当を除く。）のうち、本務以外の事務又は業務のいずれかを兼務した場合若しくは管理者において不相当と認めるときは、手当の併給は行わない。

（支給の範囲）

第15条 臨時職員及び嘱託職員に支給する手当については、別に定める。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、手当の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和47年8月1日から適用する。
- 2 特殊勤務手当に関する規則（昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第3号）は、

廃止する。

(社会福祉業務従事手当又は救急出動業務従事手当の特例)

3 条例附則第3項の規則で定めるものは、次に掲げる業務とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に掲げる新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者に対して行う健康管理、生活支援等に関する業務又は医療機関への搬送、移送業務
- (2) 新型コロナウイルス感染症の疑いのある者（PCR検査、抗原検査又はLAMP検査の各検査を行った者で、発熱（体温が37.5度以上）又は呼吸器症状の所見がみられる者に限る。）に対して行う健康管理、生活支援等に関する業務又は疑いのある者を医療機関へ搬送、移送し、その際に使用した車両、資機材等に対する特別消毒業務
- (3) 新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件（付着の疑いのある物件を含む。）の処理業務又は特別消毒業務
- (4) その他前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる業務として管理者が認めるもの

4 条例附則第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる業務 従事した日1日につき 4,000円（救急自動車に収容するまで業務に従事した職員 従事した日1日につき 3,000円）
- (2) 前項第3号に掲げる業務 従事した日1日につき 3,000円
- (3) 前項第4号に掲げる業務 同項第1号から第3号までの業務との均衡を考慮して管理者が定める額

5 条例附則第5項の規則で定める手当の取扱いは、同一の日において、附則第3項各号に掲げる業務のうち2以上の業務に係る手当の額が同額のとときにあつては当該手当のいずれか1の手当、当該2以上の業務に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（最も高い手当の額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか1の手当）を手当として支給する。

(特別養護老人ホーム、訪問介護事業所及び老人デイサービスセンターの業務に従事する職員の特殊勤務手当の支給財源に関する特例)

6 当分の間、特別養護老人ホーム、訪問介護事業所及び老人デイサービスセンターの業務に従事する職員の特殊勤務手当の一部は、その支給財源を、介護職員処遇改善加算及び介護職員処遇改善支援補助金をもって充てものとする。

附 則（昭和48年1月22日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年1月1日から適用する。

附 則（昭和49年2月18日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月1日規則第3号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月22日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年9月20日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年1月24日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年1月1日から適用する。

附 則 (昭和53年3月28日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年10月7日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年10月1日から適用する。

附 則 (昭和54年2月28日規則第2号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月31日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年3月8日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年12月27日規則第5号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月18日規則第4号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月15日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年12月26日規則第12号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月29日規則第3号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日規則第5号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月19日規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日規則第10号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日規則第4号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月25日規則第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の附則第3項の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則 (平成22年3月25日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の大川広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則様式第3号その1及び様式第3号その2並びに第3条の規定による改正前の大川広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する規則様式第9号及び第4条の規定による改正前の大川広域行政組合職員の育児休業等に関する規則様式第5号に定める様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則 (平成22年3月25日規則第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(様式に係る経過措置)

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1条から第4条、第6条、第10条及び第11条、第13条、第17条及び第18条、第21条及び第22条、第24条並びに第26条の規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則 (平成24年8月6日規則第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条並びに第3条の規定による改正後の大川広域行政組合さざんか荘管理規則第3条の3第7号、第4条第18号及び第19号の改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

(様式に係る経過措置)

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1条の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則 (平成24年9月28日規則第5号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の大川広域行政組合さざんか荘管理規則別表第1、附則第4項及び第5項の改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日規則第10号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大川広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）附則第3項から第5項までの規定は、令和2年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 3 この規則による改正前の大川広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する規則の様式で、既に作成済みの社会福祉業務従事手当用実績簿及び救急出動業務従事手当用実績簿（以下「実績簿」という。）は、この規則による改正後の規則の様式として作成したものとみなす。
（実績簿の調整）
- 4 この規則の施行の際、現に新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した職員がある場合は、従事職員が従事したことを確認するに足りる書類に基づき各月の実績簿を調整し、改正後の規則の様式において所属長の確認を経て任命権者に提出することによって、手当の支給を受けることができる。
附 則（令和4年3月8日規則第2号）
（施行期日）
- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2条の規定により作成した実績簿で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。
附 則（令和4年3月30日規則第5号）
（施行期日）
- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
（関係法の適用）
- 2 この規則による改正後の第2条附則第3項第1号の規定は、令和3年2月13日から適用する。

様式第1号（第12条第2項第1号関係）

任命権者		

所 属 _____
 職員番号 _____
 従事職員氏名 _____

税務事務従事手当用実績簿

No. _____

(年 月分)

勤務日	従事時間	訪問地・納税交渉内容等	従事 職員印	確認印	
				事務局次長	担 当
日	自 時 分 至 時 分				
日	自 時 分 至 時 分				
日	自 時 分 至 時 分				
日	自 時 分 至 時 分				
日	自 時 分 至 時 分				
日	自 時 分 至 時 分				
日	自 時 分 至 時 分				
日	自 時 分 至 時 分				
日	自 時 分 至 時 分				
日	自 時 分 至 時 分				
				合計勤務日数	
				日	

備考

- 「訪問地・納税交渉内容等」欄は、勤務日に複数の交渉実績がある場合には同一欄に全ての事項について簡潔に記入し、月末において従事職員が集計の上従事職員欄に押印すること。
- 事務局次長は、その月の集計のとき、参考となる証拠書類等を点検した後確認印欄に押印すること。
- 実績簿は、翌月の5日までに任命権者に提出すること。

様式第3号（第12条第2項第3号関係）

任命権者		

所 属 _____

屍体等収容作業従事手当用実績簿

No. _____ (年 月分)

勤務日	職員番号	従事職員氏名	死亡者名	入所の種類	業務内容	従事職員印	確認印	
							さざんか荘園長	担 当
日								
日								
日								
日								
集 計						従事職員氏名	収容作業回数	
							回	
							回	
							回	
							回	

備考

- 「所属」は、当該従事職員の勤務の別として養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを記入すること。
- 「入所の種類」欄は、養護老人ホーム、養護老人ホーム老人短期入所事業、特別養護老人ホーム及び指定短期入所生活介護事業の利用の別を記入し、月末において従事職員が集計の上従事職員欄に押印すること。
- 屍体等収容作業は、死亡者1体につき従事職員を3名までとすること。
- さざんか荘園長は、その月の集計のとき、参考となる日誌等を点検した後確認印欄に押印すること。
- 実績簿は、翌月の5日までに任命権者に提出すること。

様式第4号（第12条第2項第4号関係 管理者の機関用）

任命権者		確認印	
		さざんか荘園長	担当

深夜業務従事手当用実績簿

所属 _____ No. _____

(_____ 年 _____ 月分)

職員番号	従事職員氏名	勤務に従事した日																															勤務回数			従事職員印		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	①	②	③			
		合 計 欄																																				

備考

- 「所属」は、養護老人ホームの職員については「養護」を、特別養護老人ホームの職員については「特別養護」を、指定短期入所生活介護事業の職員については「特養短期」をそれぞれ記入すること。
- 「勤務に従事した日」欄は、勤務時間が割り振られた日において深夜の全部（午後10時から翌日の午前5時までの間）を含む勤務をした場合は①を、深夜の一部を含む勤務が2時間以上7時間未満の場合は②を、深夜の一部を含む勤務が2時間に満たない場合は③を記入し、従事職員がそれぞれの勤務回数を月末において集計の上従事職員欄に押印すること。
- さざんか荘園長は、その月の集計のとき、勤務計画表、タイムカード及び休暇簿等を点検した後確認印欄に押印すること。
- 実績簿は、翌月の5日までに任命権者に提出すること。

